

即戦力

現場警察官が 調べたいことが すぐ分かる!

これでわかった! 捜査手続法の基礎

～ 実務も試験もこの1冊～



詳しい内容は、こちらまで!

東京法令

検索

<https://www.tokyo-horei.co.jp/>



安富 潔 著 (慶應義塾大学名誉教授、警察大学校講師)

● A5判 本文2色刷 ● 224頁 ● 定価(本体 2,000円+税)
ISBN978-4-8090-1426-0 C3032 ¥2000E

こんな方にオススメ!

卒配直後から中堅・
ベテランの方にも最適!

巡査部長・警部補任
用科、警察学校初任
補修科の入校生

メリハリのある昇任
試験勉強を目指す方

刑事課、生活安全課、
地域課等に勤務され
る方

宿直勤務の担当と
なる方

本書の四大特色 — 使い勝手を追求した構成!

1

第一線警察官(警察署勤務・宿直勤務等)の執務の即戦力になるよう、職務質問、所持品検査、任意同行、現行犯逮捕・緊急逮捕、捜索・差押え等の重要テーマを重点的に解説。

2

法律要件や用語の定義を、図表を交えて分かりやすく、かつ、どこからでも読み進められるように簡潔に解説。

3

刑事課・生活安全課等の専務係員として、実務上知っておくべき留意事項まで踏み込んで解説。
職務執行や昇任試験で取り扱う事柄は、警察官職務執行法や犯罪捜査規範の内容も随所に登載。

4

司法警察員の係長以上の警察官や警部試験受験者など、幹部を目指す職員の方にも有益な内容が満載。

東京法令出版

詳細は裏面に

必要な知識だけを集約した 実務と昇任試験に直結する、比類なき効率的なテキスト!

重要条文を掲載!

各テーマの重要条文を冒頭に掲載。待機時間や移動中にも本書1冊で学習できる!

内容が箇条書きで読みやすい!

各文が「定義」「解説」「根拠」に分けられているから、知識の整理・集約がしやすい!

第7章 緊急逮捕

■刑法 【緊急逮捕】

第210条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合においては、直ちに裁判官の逮捕状を求めなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

② 第200条の規定は、前項の逮捕状についてこれを準用する。

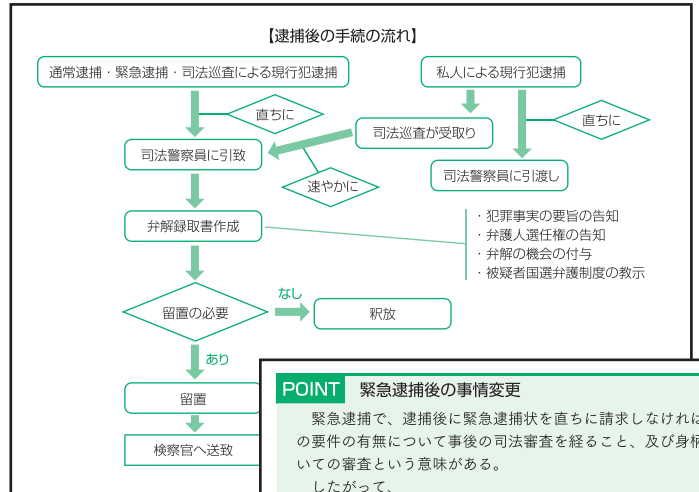
cf. 憲法33条〔逮捕に対する保障〕
犯捜規120条〔緊急逮捕状の請求〕、122条〔逮捕状請求の疎明資料〕

3 「逮捕の現場」の範囲

定義 「逮捕の現場」とは、逮捕場所と同一の管理権の及ぶ範囲をいう。
解説 「逮捕の現場」は、逮捕場所との同一性を意味するが、被疑者を逮捕した場所でありさえすれば、常に逮捕に伴う捜索等が許されるわけではない。
根拠 捜索・差押えは、管理権の制約を本質とするから、令状による捜索・差押えについて、管理権の数を基準とし、管理権が異なる場所については別個の令状が必要と解されるので、逮捕に伴う捜索・差押えの場合においても同様に解すべきである。

手続の流れはチャートで即解!

複雑な手続や要件をチャート化してポイントを明示!



判例が要約されて理解しやすい!

最高裁判例だけでなく、捜査の適法性を検討した裁判例を要約して多数掲載!

▶主要判例——逮捕の現場での捜索・差押えと同視できるとした事例

最決平8.1.29刑集50-1-1
 逮捕した被疑者の身体又は所持品の捜索・差押えについては、逮捕現場付近の状況に照らし、被疑者の名誉等を害し、被疑者らの抵抗による混乱を生じ、又は現場付近の交通を妨げるおそれがあるなどの事情のため、その場で直ちに捜索・差押えを実施することが適当でないときは、速やかに被疑者を捜索・差押えの実施に適する最寄りの場所まで進行した上でこれらの処分を実施することも、「逮捕の現場」における捜索・差押えと同視することができる。

——「逮捕の現場」に当たるとした事例

大阪高判昭50.7.15刑裁月報7-7=8-772
【事案】 公道上で逮捕した場合に、被逮捕者を約120メートル離れた派出所に連行し、着衣の下に携行していた鉄棒等を押収したものの。
【判旨】 道路上で身体捜索が著しく不便であること、逮捕地点でこの鉄棒等を見認して既に押収に着手していること、逮捕地点と派出所との間における時間的接着、場所的近接等からみて、逮捕の現場でなされた捜索・押収に当たる。

東京高判昭53.11.15高刑集31-3-265

【事案】 現行犯逮捕の現場が群衆に取り囲まれていて、その場所で被逮捕者の着衣や所持品等を捜索・押収することが、混乱を防止し、被逮捕者の名誉を保護する上で

POINT・想定問答で多角的に知識をフォロー!

「POINT」では基礎的な視点を、「想定問答」では実務上の留意事項をさらに掘り下げて解説!

POINT 緊急逮捕後の事情変更

緊急逮捕で、逮捕後に緊急逮捕状を直ちに請求しなければならないの要件の有無について事後の司法審査を経ること、及び身柄拘束の必須の審査という意味がある。
 したがって、
 ① 逮捕後罪名が変わったときも、逮捕時の罪名で逮捕状を請求す
 ② 逮捕状の発付が遅れるときは被疑者を釈放すべきであり、
 ③ 逮捕後に弁解録取等で留置の必要がないとして釈放してもなお請求しなければならない(犯捜規120条3項)。

想定問答 緊急逮捕後に被疑罪名が変更した場合の逮捕状請求書及

Q 殺人未遂事件で被疑者を緊急逮捕したが、逮捕状請求時までに被という場合、逮捕状請求書に記載すべき罪名及び被疑事実、どの
A 緊急逮捕は、逮捕後直ちに逮捕状を請求して裁判官の審査に服さいとされている。裁判官は、逮捕時における緊急逮捕の要件が具備事後的に審査して、緊急逮捕行為に対して追認することになる。したがって、本問の場合、殺人未遂事件として緊急逮捕したので状請求書に記載すべき罪名及び被疑事実としては、逮捕した殺人未遂事実を記載することになる。
 なお、送致の際には、送致罪名は殺人罪と記載し、その被疑事実

これでわかった! 捜査手続法の基礎
 ~実務も試験もこの1冊~
 定価(本体2,000円+税) (コード14039)

申込

部

(送料は実費。2部以上はサービス)

貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。

令和 年 月 日

(フリガナ)

お取扱者(自署)

(TEL - -)

〒

お届け先住所

団体名

部署名

公用
 私有

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者 専務取締役
 ★お客様の個人情報は、契約の履行及び関連製品の案内に利用します。
 ★本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
 ★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。
 ★本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。
 ★個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口(TEL.026-224-5441, privacy@tokyo-horei.co.jp)までご連絡ください。
 ★お申込みには個人情報の提供が必要です。提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

東京法令出版公式Twitterアカウント

@tokyo_horei



この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。
■申込先 東京法令出版 委託 受注センター
 〒381-0022 長野市大島3111
FAX 0120-338-923
TEL 0120-338-272 (携帯電話からも申込みできます。)

会社使用欄	団体コード				<input type="checkbox"/> 納品済	入力印 チェック
	得意先コード				<input type="checkbox"/> 請求済	
在庫	ラベル	〒			<input type="checkbox"/> 領収済	

申込書